

りそなホールディングス

CONTENTS

自己資本の充実の状況・ パーゼル関連データセクション

連結の範囲等	27
自己資本	
自己資本の構成及び充実度	28
リスク管理	
信用リスク	31
信用リスク削減手法	44
派生商品取引	45
証券化エクスポージャー	46
出資・株式等エクスポージャー	51
信用リスク・アセットのみなし計算	51
金利リスク	51

■ 連結の範囲等 ■

■その他金融機関等（銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。